

久留米市雇用優良事業所

仕事と家庭の両立支援モデル事業所(平成21年度)

社会福祉法人ゆうかり学園

■業種／医療・福祉

■常用労働者数／254人(男性 81人、女性 173人)

■所在地／久留米市田主丸町石垣1200-2

取組み内容

- ・ 早期(昭和61年)から育児休業制度を導入し、実績を有する。
- ・ 子が1歳までの間に2時間の勤務時間短縮制度を整備。
- ・ 配偶者出産に伴う休暇を3日間取得可能。
- ・ 事業所内託児所を設置しており、平日及び従業員が勤務する場合は土曜日にも利用可。

「女性に限らず、事業所として働きやすい環境をつくるのが私たち経営者の役割だと思っています。女性が多い職場では、出産や育児のために長期休暇が必要になるのが当たり前。育児休業取得者に対しては、早めに代替の臨時職員を雇用して対応しています。周りの人も、お互いにカバーし合おうという気持ちに自然になっています」

社会福祉法人ゆうかり学園理事長の日野博愛さんは、職員の働く環境についてこのように話されます。同学園では、育児休業の制度が、法による義務化にさきがけて昭和61年に整備されています。また、育児休業の際は雇用した代替の臨時職員と1ヶ月ほど引継ぎの期間を設け、職員は安心して休みに入ることができます。育児休業明けで仕事に復帰する時も半月ぐらい引継ぎの期間を設けるほか、職場復帰後に時間短縮制度を利用できるなど、職員の不安軽減や子どもを生き育てやすい環境が整えられています。

実際に育児休業制度を利用した武末真寿美さんは、「代替の臨時職員の方としっかり引き継ぎをしていたので、安心して休ませていただき、とてもありがたかったです。その間、心に余裕を持って子どもに関わることができ、復帰後も同じ部署で仕事に専念できました」と、話されていました。5ヶ月間だけ育児休業制度を利用したという稲吉恭子さんは、「育児休暇を早めに切り上げた分、子どもが1歳になるまで勤務時間が短縮できるので助かりました。その後も、事業所内に託児所があるので、出勤から仕事が終わる時間まで子どもをみていただけるし、これからは仕事と両立しながら抵抗なく出産できます」とのこと。

ゆうかり学園の事業所内託児所は、当初、昭和49年の施設移転の際には、看護師の確保を目的として設置されました。こうした同園の早くから取り組まれた人材確保のための制度と人材活用方針が、仕事と家庭の両立には欠かせない支援となっています。



「働きやすい環境を」
社会福祉法人 ゆうかり学園
日野博愛 理事長



「とてもありがたかったです」と稲吉恭子さん(左)と武末真寿美さん



やさしい先生と過ごす託児所